

## 若草苑運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する養護老人ホーム（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |             |     |     |                |
|-------------|-----|-----|----------------|
| (1) 名       | 称   | 若草苑 |                |
| (2) 所       | 在   | 地   | 豊田市若草町2丁目16番地2 |
| (3) 特定施設の類型 | 混合型 |     |                |

### (従業者の職種、従業者数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、従業者数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- |                               |      |                 |
|-------------------------------|------|-----------------|
| (1) 管理者                       | 1人   | (常勤)            |
| 管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |      |                 |
| (2) 生活相談員                     | 1人以上 | (常勤換算1人、うち常勤1人) |

生活相談員は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することを行うこととする。

- (3) 介護職員 1人以上（常勤換算1人、うち常勤1人）

介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うこととする。

- (4) 看護職員 1人以上（利用者30人まで常勤換算1人、うち常勤1人。ただし、利用者31人以上の場合、利用者50人ごとに1人増員）

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生を管理する。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

- (6) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1人以上

計画作成担当者は、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が抱える問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する。解決すべき課題を把握し、特定施設サービス計画の作成を行うこととする。

（入所定員及び居室数）

第5条 事業の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 養護老人ホームの定員50名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は50名とする。
- (2) 居室数50室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は50室とする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック

2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、実費を徴収する。

3 おむつ代は、実費分を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第7条 従業者は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(サービスに当たっての留意事項)

第8条 従業者は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに嘱託医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。